

小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、訪問介護等の利用者負担について、低所得者の負担緩和の観点から市がその一部を助成し、もって介護保険サービスの利用促進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「訪問介護等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に定める訪問介護、同条第15項に定める夜間対応型訪問介護及び法第8条の2第2項に定める介護予防訪問介護をいう。

2 この要綱において「居宅要介護被保険者」とは、法第41条第1項に定める居宅要介護被保険者をいう。

3 この要綱において「居宅要支援被保険者」とは、法第53条第1項に定める居宅要支援被保険者をいう。

4 この要綱において「訪問介護等事業者」とは、居宅要介護被保険者にあつては指定訪問介護事業者（基準該当訪問介護事業者を含む。）又は指定夜間対応型訪問介護事業者（基準該当夜間対応型訪問介護事業者を含む。）、居宅要支援被保険者にあつては指定介護予防訪問介護事業者（基準該当介護予防訪問介護事業者を含む。）をいう。

5 この要綱において「要介護認定申請」とは、法第27条第1項に規定する要介護認定申請又は法第32条第1項に規定する要支援認定申請をいう。

6 この要綱において「要介護認定申請中の者」とは、要介護認定申請を行った者であつて、法第27条第7項もしくは第9項に規定する認定が終了していないもの又は法第32条第6項もしくは第8項に規定する認定が終了していないものをいう。

(助成の対象者)

第3条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、助成を受けようとする年度（4月から6月までの間に助成を受けようとする者にあつては、前年度）の住民税が世帯非課税である居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

- (1) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱（平成12年9月4日制定）の規定により利用者負担の軽減措置を受けている者
- (2) 小金井市社会福祉法人等及び介護保険サービス提供事業者による生計困難者に

対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成14年4月1日制定）の規定により利用者負担の軽減措置を受けている者

(3) 小金井市介護保険利用者負担助成事業実施要綱（平成12年11月29日制定）の規定により利用者負担の軽減措置を受けている者

(4) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第2項第2号に定める原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付（居宅要支援被保険者にあつては、同項第4号に定める原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める給付）を受けている者

（申請）

第4条 助成を受けようとする対象者は、小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

（助成の認定又は不認定）

第5条 市長は、前条の申請があつた場合には、第3条に定める要件に該当するか否かを速やかに調査し、該当する場合は小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定通知書（様式第2号）及び小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定証（様式第3号。以下「助成認定証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前条の申請について、調査の結果第3条に定める要件に該当しないと認められる場合は、小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（助成認定証の有効期間）

第6条 助成認定証の有効開始日は、原則として第4条に定める申請があつた日の属する月の初日とする。ただし、次の各号に定める場合は、それぞれ当該各号に定める日を有効開始日とする。

(1) 要介護認定申請中の者が訪問介護等を利用した場合 要介護認定申請をした日

(2) 第12条に定める助成認定証の更新の場合 当該年度の7月1日

2 助成認定証の有効期限は、助成認定証を発行した月の属する年度の翌年度の6月末日とする。ただし、助成認定証を発行した月が4月、5月又は6月の場合にあつては、当該月の属する年度の6月末日とする。

（助成の範囲）

第7条 助成額は、訪問介護等の利用総額に100分の94を乗じて得た金額から保険給付額を差し引いた額とする。

2 前項の助成額の算定において、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成の方法)

第8条 この助成を受けようとする対象者は、訪問介護等を利用するに当たり、指定居宅介護支援事業者等（居宅要介護被保険者にあつては指定居宅介護支援事業者、居宅要支援被保険者にあつては指定介護予防支援事業者。以下同じ。）及び市に届出のあった訪問介護等事業者に対し、事前に助成認定証を提示し、助成を受けるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、対象者は、小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成金支給申請書兼請求書（様式第5号）に必要書類を添えて、直接市長に対し助成金の申請及び請求をすることができるものとする。

(訪問介護等事業者の届出)

第9条 前条に規定する訪問介護等事業者（以下「届出事業者」という。）の届出は、小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成事業実施届（様式第6号）により、市長に対し行うものとする。

(助成金の請求)

第10条 対象者から助成認定証の提示を受けた届出事業者は、対象者との契約に基づき対象者に代わって助成金を請求するものとする。

(助成金の支払又は決定等)

第11条 市長は、前条の請求があつた場合には、届出事業者に対し助成金を支払うものとする。

2 市長は、第8条ただし書の規定により、対象者から直接助成金の申請及び請求を受けた場合には、その内容を審査の上、第7条に定める金額の範囲内で助成額を決定し、小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成金支給決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知し、助成金を支払うものとする。

(助成認定証の更新)

第12条 対象者は、助成認定証の有効期限後においても引き続き助成認定証の交付が必要な場合には、助成認定証の更新の申請を行うことができる。

2 助成認定証の更新の申請は、原則として有効期間の満了日の30日前までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 第4条及び第5条の規定は、助成認定証の更新の申請について準用する。

(助成認定証の再交付)

第13条 助成認定証の交付を受けた者が交付された助成認定証を紛失又は破損した

場合には、助成認定証の再交付を小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定証再交付申請書（様式第8号。以下「再交付申請書」という。）により市長に申請することができる。

- 2 紛失による再交付を受けた者は、紛失した助成認定証を発見したときは、直ちに発見した助成認定証を市長に返還しなければならない。
- 3 破損による再交付に当たっては、再交付申請書に、助成認定証を添えて行わなければならない。

（住所等の変更）

第14条 助成認定証の交付を受けた者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに小金井市介護保険訪問介護等利用者負担助成認定証記載事項変更届（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出は、介護保険被保険者証を提示して行うものとする。

（助成認定証の返還）

第15条 助成認定証の交付を受けた者は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく助成認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 助成認定証の有効期限に至ったとき。
- (2) 助成認定証の交付を受けた者が転出、死亡その他の理由により小金井市の被保険者でなくなったとき。
- (3) 居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者でなくなったとき。
- (4) その他市長が必要であると認めるとき。

（譲渡又は担保の禁止）

第16条 助成を受ける権利は、他の者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（助成金の返還）

第17条 偽りその他不正の行為により、この要綱による助成を受けた者がいるときは、市長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行し、平成19年9月1日以後に利用する訪問介護等の利用者負担から適用する。